


第5号様式（証人等調書）

<input type="checkbox"/> 証人 <input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 鑑定人 <input type="checkbox"/> 調書		裁判所書記官印 
（この調書は、第 13 回口頭弁論調書と一体となるものである。）		
事件の表示	平成 17 年（ワ）第 14143 号（第1事件） 平成 17 年（ワ）第 24104 号（第2事件） 平成 19 年（ワ）第 6821 号（第3事件）	
期 日	平成 19 年 9 月 21 日 午後 1 時 30 分	
氏 名	菅 野 賢 治	
年 齢	45 歳	
住 所	[REDACTED]	
	<input checked="" type="checkbox"/> 裁判長（官）は、宣誓の趣旨を説明し、 <input type="checkbox"/> 証人が偽証をした場合の罰を <input checked="" type="checkbox"/> 本人が虚偽の陳述をした場合の制裁を <input type="checkbox"/> 鑑定人が虚偽の鑑定をした場合の罰を 告げ、別紙宣誓書を読み上げさせてその誓いをさせた。 <input type="checkbox"/> 裁判長（官）は、さきにした宣誓の効力を維持する旨告げた。 <input type="checkbox"/> 後に尋問されることになっている <input type="checkbox"/> 証人 <input type="checkbox"/> 鑑定人 は <input type="checkbox"/> 在廷しない。 <input type="checkbox"/> 裁判長（官）の許可を得て在廷した。 <input type="checkbox"/>	
陳 述 の 要 領		
別紙反訳書記載のとおり		
		以 上

(注) 1 該当する事項の□にレを付する。  
 2 「陳述の要領」の記載の末尾に「以上」と記載する。

せん  
宣

せい  
誓

りょうしん したが しんじつ の なにごと  
良心に従って真実を述べ、何事

かく いつわ の  
も隠さず、偽りを述べないことを

ちか  
誓います。

氏名

菅

野

賢

治

印

原告ら代理人（今給黎）

あなたは、現在東京都立大学人文学部仏文学専攻の助教授をされてるということ  
ことで間違いないですか。

間違いありません。

都立大学というのは2017年度をもって廃止になるようですが、首都大学  
東京のほうへは移られなかったんですか。

はい。

その移られなかった理由というのを説明していただけますか。

就任を決断しなければならなかった当時、都立大学人文学部の教授会  
の決議事項として何点か、教授会のその後の位置づけであるとか人事  
権の所在など、新しい大学についてこの点だけはどうしても確認をと  
ってからでなければ、就任承諾書にサインするわけにはいかないとい  
う決議がありました。その後、それにもかかわらず就任なさった先生  
方はいらっしゃいますが、私個人といたしましては、それに対する返  
答がゼロ回答であったわけですが、そういう状態で自分が今都民  
から預かっているポストを新しい組織に移行させるということは、都  
民の皆様に説明のつかない無責任な行為であると思いました。

甲第35号証（東京都立四大学（東京都立大学、科学技術大学、保健科学大学、都  
立短期大学）統廃合略史（1999年～2005年）、ならびに石原都知事による  
フランス語・ドイツ語関連発言の位置づけ）を示す

16ページの下線部に、「もっと具体的な小さな点をあげますと、ほとんど  
希望者のない専攻科がある。独文は2人、仏文はゼロ。」とありますけれど  
も、この「専攻科」というのは、どういう意味に解されるんですか。

学部について言いますと2年次から卒業年次まで、大学院について言  
いますと進学入学年次から修了年次まで、フランス語を主に学ぶ学生  
を受け入れる専攻という意味です。

この発言の中には、その下線部のすぐ後に「独文の教諭は18人、仏文の教諭は12人。」とありますけれども、この「仏文の教諭」の中にあなたも含まれてたということですか。

そうです。

甲第41号証（東京都立大学人文学部・仏文学専攻教員数・学生数（平成13～平成18年度））を示す

2003年12月24日の記者会見の都知事発言について、この表でどこが事実と異なるのか、説明していただけますか。

この年度について言いますと、学部については、その年7名の新しい学生が仏文専攻に入ってきております。大学院についても、同様に7名の進学入学がありますので、合計14名の学生が仏文専攻に新たに入ってきてるわけですので、希望者がゼロというのは誤りです。

この平成15年度のところで一番右から2番目、「仏文学専攻進学・入学・転入者」「14」と。これがその専攻科の数になるという理解ですか。

その年に新たに入ってきた学生の数ということです。

2003年12月24日の都知事発言について、あなた方のほうで都知事に抗議はされましたか。

はい。

具体的には、どういう抗議をされたんですか。

まず当時の人文学部長、南雲先生が声明文を出されました。それから、仏文の西川直子教授も都庁内の記者クラブで声明を出しております。その南雲人文学部長の声明というのが甲第35号証の17ページの書面。

はい。

西川教授によるマスコミ各社に対する声明文というのが、甲第35号証の18ページの書面ということよろしいですね。

はい、そうです。

2004年10月19日に行われたTokyo U-clubの都知事発言のことについてですけれども、石原都知事は、フランス語の先生が8人いて受講者が4人しかいないと発言してありますけれども、今度この発言で言う受講者というのは、都立大学ではどういう意味に解されるんですか。

フランス語の受講者と言いますと、まずは大学院の専攻科、専門の仏文に所属している学生が日々学んでいるということ。それから、全学の外国語教育の中で、外国語科目としてのフランス語を学んでる学生という意味になります。2つの意味があります。

その2つを重ねたものが受講者になるということですか。

はい、合わせた数です。

甲第37号証の1（公立大学法人首都大学東京が保有する電子情報及び既存資料「本学の現況」等を基に以下の資料を作成）及び甲第41号証（東京都立大学人文学部・仏文学専攻教員数・学生数（平成13～平成18年度））を示す

今、受講者の意味については2つあるとおっしゃったんですけども、フランス語を専攻する学生という意味で、都知事発言が行われたこの平成16年度の人数でどう違うか、説明していただけますか。

その平成16年度について言いますと、当時仏文専攻には44名の学生が在籍しておりましたので、44名の学生は専攻としてフランス語を学んでいたと言えます。

それは、甲第41号証の平成16年度の一番右側の欄に記載された44名という理解でよろしいですか。

はい、そうです。

甲37の1について説明していただけますか。

平成16年度について言いますと、教養課程ですね、いわゆる1、2年生で取得しなければいけない課程なんですけど、その中の外国語科目としてのフランス語、フランス語1という科目を延べ人数で516名

の学生が履修しております。また、主に2年生が学ぶものですが、フランス語2という科目については、延べ人数で212名の学生が履修しており、選択外国語というまた別の枠のフランス語科目は12名の学生がこれを履修しております。

今ご説明になったのは、甲第37号証の1の2枚目の平成16年、一番下の右の段、一番右側の記載という理解でよろしいですね。

はい、そうです。

この発言に対しては、都知事に対して抗議はされたんですか。

はい、しました。

甲第4号証でされた仏文の専攻教員一同の抗議がそれになるということですか。

そうです。

この2004年10月19日のTokyo U-clubでの石原都知事の発言を聞いたとき、あなたはどのように思われましたか。

あたかも、我々仏文の教員が国際的に失格してる何ものかを教えようと思っても学生がいない。にもかかわらず、新大学の改革には身勝手な反対をしているという印象を一般に与えるもので、極めて悪質であると思いました。さらには、それ以前に2度、3度と不正確な発言の訂正を申し入れていたにもかかわらず、その都度発言の虚偽性がますます逆にエスカレートしていくので、なお一層悪質であると感じました。数を勘定できないのは一体どちらなのかと憤怒やる方なき思いでした。

このTokyo U-clubにおける都知事の発言では、数も数えられない国際語失格のフランス語にしがみついている手合いが、反対のための反対をしているという趣旨のことも発言されてるんですけども、本当に反対のための反対だったんですか。

いいえ、そうは思いません。

具体的には、どういうふうに違うんですか。

内容面で言いますと、都が示した構想は過去60年にわたって都立大学が積み上げてきたものを一気に破壊するものであり、これからの東京都の大学の未来像にもふさわしくないものであると思いました。また、手続の面でも誤っていると考えました。

具体的に内容面で、どうしてふさわしくないというふうにお考えになったんですか。

まず私に直接かかわるところで申し上げますと、これだけ東京都、今日の日本の首都というのは多文化化、多言語化しておりますので、世界の主要言語の1つ1つについては、たとえどんなに小規模でもいいので、その言語を専門に勉強できる場所というものを東京都の大学には存続させるべきであると考えました。

手続的には、どこがおかしいですか。

それも幾つかありますが、1点だけ申し上げますと、まずはその現場の教員と学生たちの声を完全にねじ伏せ、そればかりか、このような虚偽の数字や情報を故意としか思えないような仕方で流しながら、それに対する抗議、撤回訂正の要請にも絶対にこたえまいとする姿勢で大学改革が進められておりましたので、このような状況では、都の莫大な公金を注いで行われる新組織の発足というものがなされるようなことがあってはならないと私は考えました。

都立大の人文学部というのは60年という話なんですけども、今まで首都大学に移行するまでは、世間で見ると、どういう評価をされてたんですか。

極めて少人数のきめ細かな教育指導、研究指導を受けることができるという定評がありまして、特に外国語文学にはかなりすぐれた教授陣がそろっておりまして、大学院の入試などではかなりの人気というか、

を示しておりました。

このTokyo U-clubにおける都知事の発言によって、その人文学部仏文学専攻の教員として、具体的に何か被害はありましたか。

ありました。

どういう被害がありましたか。

まず何よりも、それまで決して人気専攻とは言えないまでも、それなりに定員を満たしながら運営されてきた研究と教育の場を、あのような他者に対する侮蔑の発言並びに事実と反する虚偽の発言によって破壊され、私のこれから続けようと思っていた教育活動と研究活動の拠点を失ってしまったことです。

今現在、首都大学東京というのがあるわけですが、仏文学専攻というのはどういう扱いになってるんですか。

学部のレベルでは、欧米文化コースという大きくりにされてしまいました。

今、首都大学のほうで仏文学専攻の人というのはいるんですか。

学部の2年生に進学するとき並びに大学院の修士1年、博士1年は毎年発足後も募集しておりますが、事実としては、そこに入ってフランス語を専門に学ぼうと思う学生の数は1ないしゼロというところまで落ち込んでいます。

この石原都知事のTokyo U-clubにおける発言と、首都大学東京の今ご説明になった現状というのは関係してるとお考えですか。

私はそう思います。

どうしてそう思われますか。

都知事の公的なこの発言に触れて、ああ東京都はもうフランス語というものに国際的に失格という烙印を押したんだなと思った方もいらっしゃるでしょう。それから、仮にそうではないとしても、東京都は東



京都の大学において、この先もはやフランス語を本格的に教えたり学んだりというようなことはしないのだと思った方もいるでしょう。それに、教員もその後多数流出しておりますので、ああもうあそこへ行ってもフランス語関係の勉強はできないのだと多くの学生が思ったのではないかと思います。

仏文学専攻の専攻者とか受講者の数について、誤った情報を都知事によって伝えられたわけですがけれども、人からそのことについてあなたが質問を受けたことはありますか。

あります。

具体的には、どのような質問がありましたか。

マスコミを含めまして、その後いろいろなところで、行くたびに、あれは、都知事はああいうことを述べているが本当は一体どうなのかということ、ご本人の都知事が訂正も撤回もなさらないので、その都度私どもが本当のところを説明しなければなりません。また、東京都の大学のレベルでのフランス語の世界というのは極めて狭い世界ですので、実名は挙がっていませんが、あのような発言は我々数人の、私を含む数人を名指しで我々に言及するようなもので、あたかもむだ飯食いと、都立のフランス語の教員はむだ飯食いと名指しをされたも同然でして、非常に肩身の狭い思いをしました。

あなたは原告になられているわけですが、この裁判で訴えたいことというのは何なんですか。

もうただ1点に尽きます。今回の発言は、単なる私的な会合の場とかお茶飲み話の間で飛び出したものなどではなくて、東京都の新大学の開設に密接にかかわる公的な行事の場でなされた発言であります。そのような場所で行われた多文化、多言語に対する侮蔑の言葉、それから、正確な内容も調べずになされた虚偽の発言というものは、東京都

の教育行政史の1ページにそのまま残すわけにはいきません。これは絶対に撤回していただきたい。公的な立場にある人間が、公の場での抗議にもかかわらず、我々の抗議にもかかわらず、その撤回を拒否すると、撤回をしないということは、その同じ発言が公的な資格でずっと毎日日々繰り返し繰り返し述べられているということに等しいわけです。何としてもそれは撤回していただきたい。それが東京都の行政を進める上での必要上なされたものであったと主張なさるのであれば、なおさらのことです。

原告ら代理人（酒井）

この裁判はこれで終わるわけですが、あなたがおっしゃりたいことがあれば言っていただきたいと思います。

3名の裁判官の皆様に申し上げることをお許しいただけますならば、この裁判が民事訴訟であって東京都の行政のあり方を問う性質の訴訟ではないからといって、この大学開設という行政の、暴走と私は言いますが、その中で吐かれたこの多文化、多言語に対する侮蔑、それから虚偽の発言というものに妙なお墨つきを与えるような、あるいはそれを黙認してしまうような判断を示すことのないように、良識のある判決をこれからお示しいただきたいと切に願います。世界中のフランス語使用者がこれから下される判決に注目しております。

裁判官（松長）

現在、あなたは助教授であるということによろしいですか。

はい。

石原都知事の発言があった当時も助教授であったということによろしいですか。

そうです。

あなたがフランス語を大学で教えようと志したのは、なぜなんですか。

学生の時分までさかのぼりますけれども、当時私は、裁判、この司法にもちょっと関係のありますドレフュス事件の歴史というものを研究し始めたところで、これが大変興味深く、これは学位のレベルでとどまらず、これを続けていって教授職につき、それを中心に教えていこうと考えました。

以上